

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第6区分
 【発行日】平成22年1月7日(2010.1.7)

【公開番号】特開2009-113852(P2009-113852A)
 【公開日】平成21年5月28日(2009.5.28)
 【年通号数】公開・登録公報2009-021
 【出願番号】特願2007-291737(P2007-291737)
 【国際特許分類】

B 6 5 D 33/14 (2006.01)

B 6 5 D 33/02 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 33/14 A

B 6 5 D 33/02

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月12日(2009.11.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

樹脂フィルムにより形成され、カード状物を収容して吊り下げ陳列するための袋体であって、

樹脂フィルムを底縁で半折して表裏フィルム面を形成するとともに両側縁を溶断溶着してなり、あるいは、一对の樹脂フィルムを重ね合わせて表裏フィルム面を形成するとともに底縁および両側縁を溶断溶着してなり、上縁が開口され、内部で封口されていない、前記カード状物を収容する袋状の本体部と、

前記本体部の表裏両フィルムの上縁から上側に延設形成され、前記本体部に収容されるカード状物を吊り下げるための吊り下げ用孔を有するヘッダー部とを備え、

前記カード状物を前記本体部に収容するための収容口は、前記ヘッダー部の開口された上縁よりなることを特徴とする袋体。

【請求項2】

前記ヘッダー部の表面フィルムの上縁と裏面フィルムの上縁とは、上下方向にずらされていることを特徴とする請求項1に記載の袋体。

【請求項3】

樹脂フィルムにより形成され、カード状物を収容して吊り下げ陳列するための袋体であって、

樹脂フィルムを底縁で半折して表裏フィルム面を形成するとともに両側縁を溶断溶着してなり、あるいは、一对の樹脂フィルムを重ね合わせて表裏フィルム面を形成するとともに底縁および両側縁を溶断溶着してなり、上縁が開口され、内部で封口されていない、前記カード状物を収容する袋状の本体部と、

前記本体部の表裏フィルム面のいずれか一方の上縁から上側に延設形成され、前記本体部に収容されるカード状物を吊り下げるための吊り下げ用孔を有するヘッダー部とを備え、

前記カード状物を前記本体部に収容するための収容口は、前記本体部の開口された上縁よりなることを特徴とする袋体。

【請求項4】

前記ヘッダー部には、厚手の樹脂シートが設けられていることを特徴とする請求項1から3のいずれかに記載の袋体。

【請求項5】

樹脂フィルムにより形成され、カード状物を収容して吊り下げ陳列するための袋体の製造方法であって、

長尺の樹脂フィルムを重ねて前記袋体の表裏フィルム面を形成する工程と、

前記長尺の樹脂フィルムの端縁側の端部に、前記袋体に収容されるカード状物を吊り下げるための吊り下げ用孔を形成する工程と、

前記長尺の樹脂フィルムを、前記吊り下げ用孔を形成する端部の端縁を開口縁とする略方形の袋状に溶断する工程とを有することを特徴とする袋体の製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記課題を解決するために本発明に係る袋体は、樹脂フィルムにより形成され、カード状物を収容して吊り下げ陳列するための袋体であって、樹脂フィルムを底縁で半折して表裏フィルム面を形成するとともに両側縁を溶断溶着してなり、あるいは、一对の樹脂フィルムを重ね合わせて表裏フィルム面を形成するとともに底縁および両側縁を溶断溶着してなり、上縁が開口され、内部で封口されていない、前記カード状物を収容する袋状の本体部と、前記本体部の表裏両フィルムの上縁から上側に延設形成され、前記本体部に収容されるカード状物を吊り下げるための吊り下げ用孔を有するヘッダー部とを備え、前記カード状物を前記本体部に収容するための収容口は、前記ヘッダー部の開口された上縁よりなることを要旨とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

この場合、前記ヘッダー部の表面フィルムの上縁と裏面フィルムの上縁とは、上下方向にずらされていると良い。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明に係る他の袋体は、樹脂フィルムにより形成され、カード状物を収容して吊り下げ陳列するための袋体であって、樹脂フィルムを底縁で半折して表裏フィルム面を形成するとともに両側縁を溶断溶着してなり、あるいは、一对の樹脂フィルムを重ね合わせて表裏フィルム面を形成するとともに底縁および両側縁を溶断溶着してなり、上縁が開口され、内部で封口されていない、前記カード状物を収容する袋状の本体部と、前記本体部の表裏フィルム面のいずれか一方の上縁から上側に延設形成され、前記本体部に収容されるカード状物を吊り下げるための吊り下げ用孔を有するヘッダー部とを備え、前記カード状物を前記本体部に収容するための収容口は、前記本体部の開口された上縁よりなることを要旨とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 2

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 1 2 】

そして、前記ヘッダー部には、厚手の樹脂シートが設けられていることが望ましい。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 4

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 1 4 】

本発明に係る袋体によれば、上側に設けられた収容口から袋体の本体部にカード状物が収容されるため、吊り下げ陳列された状態において収容されているカード状物だけを下側から抜き取ることができない。そのため、吊り下げ陳列された状態において収容されたカード状物は簡単には抜き取りされにくい。また、収容口がヘッダー部の吊り下げ用孔よりも上側に設けられているため、吊り下げ陳列すると、吊り下げ用棒などの吊り下げ部材が吊り下げ用孔を貫通して収容口を塞ぐ。そのため、収容されているカード状物はさらに抜き取りされにくい。また、収容口は本体部の上端よりも上側に位置するため、収容されたカード状物は、収容口の奥深くに配置されて、より一層、抜き取りされにくい。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 5

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 1 5 】

また、本発明に係る袋体は、本体部にカード状物を収容する収容口を封口するための封口片がない構成であり、本体部の内部も封口されていない構成であるので、カード状物を収容したときの袋体の厚みが増大するのを抑え、吊り下げ陳列したときに嵩張らず、吊り下げ陳列できる量を多くすることができる。そして、下側から袋体の本体部にカード状物を収容するものではないため、収容口を封口するための封口片がなくても、吊り下げ陳列したときに収容されたカード状物は収容口から落下しにくい。また、収容するカード状物は厚みが薄いため、封口片がなくても、収容した状態において収容口は開口しにくい。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 7

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 1 7 】

この際、ヘッダー部の表面フィルムの上縁と裏面フィルムの上縁とが上下方向にずらされていれば、収容口の位置がわかりやすくなるとともに、収容する際にカード状物の先端を上側に長い樹脂フィルム内面にあてがって位置決めすることができるため、カード状物は収容口から収容しやすい。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 8

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 1 8 】

また、本発明に係る他の袋体によれば、同様に、上側に設けられた収容口から袋体の本体部にカード状物が収容されるため、吊り下げ陳列された状態において収容されたカード

状物は簡単には抜き取りされにくい。また、本体部にカード状物を収容する収容口を封口するための封口片がない構成であり、本体部の内部も封口されていない構成であるので、カード状物を収容したときの袋体の厚みが増大するのを抑え、吊り下げ陳列したときに嵩張らず、吊り下げ陳列できる量を多くすることができる。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

これらの場合において、前記ヘッダー部に厚手の樹脂シートが設けられていると、ヘッダー部の強度を高くし、吊り下げ用孔からヘッダー部が破れにくい。